

(別紙)

基準第10条第3項各号に該当することを証明する書類について

受講申込書には、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準」という。）第10条第3項各号のいずれかに該当することを証明する書類の添付が必要となります。

添付する書類は、該当する資格により異なりますので、必要となる書類（いずれも写しで可）を受講申込書に必ず添付してください。

(基準第10条第3項各号の内容)

資格	内 容	必要となる書類
第1号	保育士の資格を有する者	資格証
第2号	社会福祉士の資格を有する者	資格証
第3号	学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第9号において「高等学校卒業者等」という。）であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの	①卒業証明書又は卒業証書 ②勤務証明書
第4号	学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者	資格証
第5号	学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）	①卒業証明書又は卒業証書 ②科目履修証明書
第6号	学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらの相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者	成績証明書

第7号	学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者	卒業証明書又は卒業証書
第8号	外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者	卒業証明書又は卒業証書
第9号	高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村長が適當と認めたもの	①卒業証明書又は卒業証書 ②勤務証明書（市町村長の証明印の入ったもの、又は市町村長が適當と認めたことが分かる証明書が添付されたもの）
第10号	5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市町村長が適當と認めたもの	勤務証明書（市町村長の証明印の入ったもの、又は市町村長が適當と認めたことが分かる証明書が添付されたもの）

\*添付する証明書等と、受講申込書で姓が変わっている場合は、姓が変わったことを証明する書類（戸籍抄本の写し）を併せて添付してください。